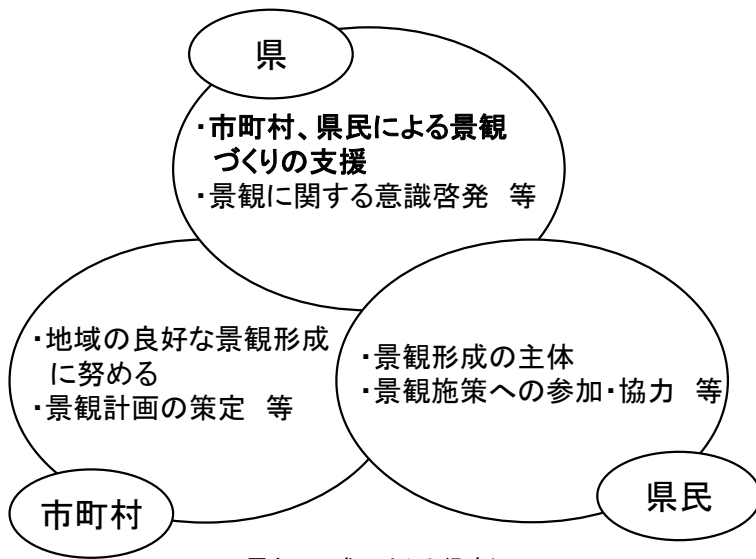


徳島県景観アドバイザー制度



景観形成に係る役割

■目的

徳島県では、美しく魅力ある県土づくりを目指し、県の景観に対する基本的な考え方や、市町村が景観計画を策定する際のガイドラインをとりまとめた「徳島県景観形成指針」を平成19年7月に策定しました。

景観行政は地域に最も密接な市町村が担うことが望ましいと考えており、県はそれを支援することを指針に位置付けています。

そこでこの度、徳島県では、市町村による景観形成の取り組みを支援するとともに、本県の良好な景観形成を推進するため、徳島県景観アドバイザー制度を設置しました。

■徳島県景観アドバイザーとは

徳島県景観アドバイザーは、次の複数の分野の専門家から知事が選任し、アドバイザー名簿に登録します。

- ・景観
- ・まちづくり
- ・地域振興
- ・建築
- ・樹木、農業
- ・観光
- ・都市計画
- ・色彩、デザイン
- ・ワークショップ

登録したアドバイザーは、氏名・連絡先・専門分野・経歴を記した図書を県都市計画課及び各市町村景観担当課に備え付けるとともに、県ホームページにおいても公表します。

景観アドバイザーの任期は、登録した年度の年度末までとし、再任は妨げません。

■景観アドバイザーの業務

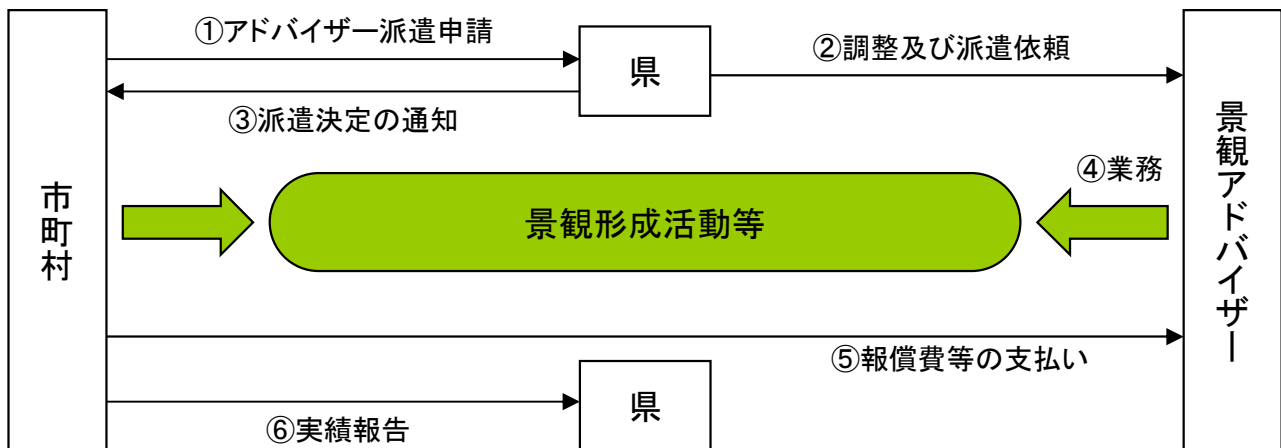
景観アドバイザーは、市町村が行う景観形成活動等について、次の業務を行います。

- ・ワークショップ等の景観形成活動の企画、運営等の支援
- ・景観に関するセミナー、シンポジウム等での講演
- ・景観計画策定等に関する助言

県は、景観アドバイザーの派遣を希望する市町村とアドバイザー間で調整、派遣依頼を行います。

景観アドバイザーの派遣に係る費用は、派遣を申請した市町村で支払い、その実績を県に報告するようになります。

■景観アドバイザーの仕組み



お問い合わせ先

徳島県 県土整備部 都市計画課

電話 088-621-2568 , FAX 088-621-2869

メール toshikeikakuka@pref.tokushima.jp

URL <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009082500949/>